

Ⅲ. 留意いただきたい内容

訓練・就労系サービス（自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

1. 就労選択支援について

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先及び働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して、本人の希望、就労能力、適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設されました。

【対象者】

サービス種別	新たな利用者	現在の利用者（更新時）
就労継続支援B型	令和7年10月から原則利用（注）	希望に応じて利用
就労継続支援A型	令和9年4月から原則利用 （それまでは希望に応じて利用）	希望に応じて利用
就労移行支援	希望に応じて利用	令和9年4月から標準利用期間を超えて更新を希望する者は原則利用

（注）50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。

Ⅲ. 留意いただきたい内容

訓練・就労系サービス（自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

2. 留意いただきたい事項

(1) 就労継続支援の会計処理について

就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型における会計処理にあたっては、就労支援事業における生産活動に係る会計と福祉事業活動に係る会計を区分すべきことが定められています。

また、指定基準（解釈通知を含む）において、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金・工賃として利用者へ支払われなければならないとされていることから事業者には適正な会計処理が求められます。

下記のガイドラインや通知等を参考に適正な会計処理をお願いします。

- ・就労支援事業会計の運用ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001004096.pdf>

- ・社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
- ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成 28 年3月31日社援発 0331第39号等）
- ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成 28 年3月3 日社援基発 0331第2号等）
- ・就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて（平成18年10月2日社援発第 1002001号）
- ・「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明（平成 25年1月15日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ・「就労支援事業の会計処理の基準」に関する Q & A について（平成19年5月30日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

Ⅲ. 留意いただきたい内容

訓練・就労系サービス（自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

（2）多機能型事業所の基本報酬及び加算の取り扱いについて

多機能型事業所については、基本報酬や各種加算の算定は一体的に取り扱います。

例)就労継続支援B型が定員20人、就労移行支援が定員10人の合計30人定員の多機能事業所

・基本報酬

両サービスとも20人以上40人以下の区分で算定（20人以下の区分ではない。）

・食事提供体制加算

調理員の配置は両サービス兼務で2時間以上1名でよい。

・福祉専門職員配置等加算

直接処遇職員の割合の計算は合算で行う。

（例）就労継続支援B型の常勤の職業指導員が2名でそのうち1名が社会福祉士でもう1名は無資格者であり、

就労移行支援の常勤の職業指導員が1名でその1名が無資格者の場合

→合算で計算するため、割合は $1/3 \approx 33\%$ となり、事業所全体で常勤の直接処遇職員の資格保有者の割合は25%以上となるため両サービスとも福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定する。

・送迎加算

一体的に送迎を行う場合は利用者数は合算して計算する。

*ただし、下記の加算については、多機能定員区分が適用されるため、サービス種別毎の定員で算定する。

生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・就労移行支援体制加算

就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算

就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

Ⅲ. 留意いただきたい内容

訓練・就労系サービス（自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

（3）指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

厚生労働省より指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインが作成されました。今後の新規指定や運営状況の把握・指導において、ガイドラインを活用する可能性もあります。

事業所の運営においても活用できる内容ですので、ご確認をお願いします。

- ・ 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66591.html

【ガイドライン一部抜粋】

- ・ 利用者の募集方法の不適切な例
 - 金品や物品の提供を謳った募集になっているもの
 - 交通費や昼食費を無料と謳い、障害者の意思決定を歪めるような利用者誘引行為を行っているもの
 - 高賃金・高工賃の支払いを確約すると誤解を与えるもの
- ・ 生産活動の不適切な例
 - eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動
- ・ 就労継続支援 A 型のスコア得点や就労継続支援 B 型の平均工賃月額算定の際に自立支援給付費を含めて算定することは不適切である。

Ⅲ. 留意いただきたい内容

訓練・就労系サービス（自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

3. 経過措置事項

（1）就労移行支援及び就労定着支援における基礎的研修受講者の配置

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、**就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講が必須**となります。ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱います。

（2）就労選択支援員の配置

就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とします。ただし、経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又はこれに相当する研修（同等以上の研修）を修了した者は就労選択支援員とみなされます。

相当する研修（同等以上の研修）

- ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・研修告示第1号八に規定する研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）